

Title	朝鮮半島の国家・民族・言語などに対する呼称の現状と問題点
Author(s)	小野田, 求
Citation	大阪外国語大学論集. 1998, 18, p. 293-309
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/79760">https://hdl.handle.net/11094/79760</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 朝鮮半島の国家・民族・言語などに対する呼称の現状と問題点

小野田 求

Common Japanese expressions that refer to the states, ethnicity, language, etc. of the Korean Peninsula and problems with their usage

ONODA Motomu

This article discusses problems with the Japanese expressions for the Republic of Korea and the Democratic People's Republic of Korea as well as expressions referring to the ethnicity, language, etc. of the people of these republics.

First, the author describes several common expressions used by the Japanese government, mass media and compulsory education system. Secondly, the author discusses several problems with the usage of these expressions and mainly proposes that, instead, Japanese government use formal name for the Democratic People's Republic of Korea and both general and individual expressions for the ethnicity, language, etc. of these republics. Lastly, the author briefly argues for his proposed solutions to these problems.

## 〔目 次〕

はじめに

### 第一章 呼称の現状

I 政府

II マスコミ

III 学校

### 第二章 呼称の問題点

I 国家に対する正式呼称

II 民族・言語などに対する一般的呼称

III 民族・言語などに対する個別的呼称

おわりに

## はじめに

こんにちわが国において、朝鮮半島に成立している大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国、および、両国を構成している民族や言語などのそれぞれに対して、さまざまな機関、組織、個人によっていろいろな呼称が用いられている。

しかし、それらの呼称のなかには、問題点とされるべきものもあり、呼称の現状は多くの人々をして困惑と疑問を生じさせてもいるのである。

それでは、これらの呼称は、具体的には、どのような主体によりどのようなものが使われているのであろうか、また、どのような呼称が問題とされるべきものであろうか。そして、この問題点は、どのようにすれば解決されるのであろうか。

以下、これらについて論じることとする。

ところで、ここで呼称の主体と内容と問題点といっても、それぞれについてももれなく明らかにすることはまったく不可能であろう。

そこで本稿では、呼称の主体としてわが国の政府、マスコミ、学校を抽出して、それらが現在用いている呼称について論じることとする。その理由は、一般的にみて、これら政府、マスコミ、学校は、わが国における情報や知識の最大の提供機関であることにかんがみ、それらが用いている朝鮮半島の国家、民族、言語などに対する呼称の現状と問題点は、ほぼ、わが国における呼称の現状と問題点をあらわしているものと考えられるからである。

## 第一章 呼称の現状

朝鮮半島において、1948年8月15日に大韓民国、同年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国が成立した。

1991年9月17日、両国は、国際連合総会の本会議において、国際連合への加盟が無投票の全会一致で正式に承認された。(1)

こうして、現在、朝鮮半島に朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国のふたつの国家が客観的に存在していることは否定することのできない事実となっているのである。

### I 政府

わが国の政府が大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国、ならびに、両国を構成している民族や言語などに対して用いている呼称を分析する資料として、本稿では、本年度版の『外交青書』すなわち『外交青書——相互依存の深まる世界における日本の外交——(1997年：平成9年版)』

(第40号)を用いていくことにする。その理由は外務大臣の言によれば、「外交青書は、毎年刊行されてきており」、「政府(傍点 以下本論文中のものはすべて筆者自身による)の外交活動をできるだけ分かり易く客観的な形で国民の皆様にご説明することは外交当局の義務であると考えております。」(2)と位置づけられ、毎年刊行されているからである。

第 (I) 表と第 (II) 表の太字の四角囲みの内容は、この本年度版の『外交青書』に収録されている「各国の基礎データ」のうち、18ページ所収の「大韓民国」と50ページ所収の政府の所謂「(北朝鮮)」に関するところをそのまま掲載したものである。ただし、「付注」は筆者自身が追加したものであるが、カギカッコ「」内の内容そのものは、『外交青書』の中の「各国基礎データの出典等」に記載されているものの中から関係部分をそのまま抽出したものである。

第 (I) 表

大韓民国	
基礎データ	
英語名称：Republic of Korea 首都：ソウル (Seoul) 面積：9.9万km <sup>2</sup> 人口：4,456.3万人 (人口増加率1.0%) 言語：韓国語 民族：韓民族 宗教：仏教徒27%、キリスト教24%、その他儒教徒、天道教 (91年統計)	
略史：3 C 終わりに氏族国家が対立。三国時代 (A. D. 4 世紀～668年)、新羅 (668～935)、高麗 (918～1392)、朝鮮 (1392～1910) を経て日本統治 (1910～1945) となり第2次世界大戦後北緯38度以南は米軍の軍政。1948年大韓民国成立。	
大統領：金泳三 (Kim Young-Sam) 首相：高建 (Koh Kun) (97年3月以降) 外相：柳宗夏 (Yoo Chong Ha)	
軍勢力：総兵力66.0万人 (陸54.8万、海6.0万、空5.2万) 96年予算156億ドル	
G N P：3,664.8億ドル [一人当たり8,220ドル] 経済成長率：9.0% (1995年)、8.6% (1994年)、5.8% (1993年) 物価上昇率：4.5% (1995年)、6.3% (1994年)、4.8% (1993年) 失業率：2.0% (1995年)、2.4% (1994年)、2.8% (1993年) 通貨：ウォン (1ドル=844.2ウォン)	
対日輸入：32,597百万ドル・繊維製品、電子製品等 対日輸出：17,088百万ドル・機械類、電気、電子機器等 我が国の政府開発援助：64.21百万ドル (1位) 無償資金協力：----- 百万ドル 技術協力：90.75百万ドル 政府貸付等：▲26.54百万ドル 日本からの直接投資：4億4,525万ドル 在留邦人数：10,206名	

「付注」

・「-----」線と「▲」印は、『外交青書』でも説明なし。


第(II)表

(北朝鮮)
<p>基礎データ</p> <p>英語名称：Democratic People's Republic of Korea                      主要都市：平壤 (Pyongyang) 等                      面積：12万km<sup>2</sup>                      人口：2,347.2万人 (人口増加率1.8%)                      言語：朝鮮語                      民族：朝鮮民族                      宗教：仏教徒連盟、キリスト教徒連盟等の団体があるとされる</p>
<p>略史：3 C末に氏族国家が成立、三国時代 (A D 4 C～668年)、統一新羅 (668～91)、高麗 (918～1392)、李朝時代 (1392～1910) を経て日本統治 (1910～1945) となり、第2次世界大戦後北緯38度線以北はソ連が管轄し、1948年北朝鮮政府樹立。</p>
<p>主席：(空席)                      首相：姜成山 (Kang Song-San) (97年2月21日、洪成南副総理が総理代理に就任していることが判明)                      外相：金永南 (Kim Yong-Nam)</p>
<p>軍勢力：総兵力 ε 105.4万人 (陸 ε 92.3、海 ε 4.6、空8.5万) 96年予算24億ドル</p>
<p>G N P : n.a.                      経済成長率 : n.a.                      物価上昇率 : n.a.                      失業率 : n.a.                      通貨 : ウォン</p>
<p>対日輸入：282*百万ドル・紡織用繊維及びその製品等                      対日輸出：306*百万ドル・植物性生産品等                      我が国の政府開発援助：----- 百万ドル                          無償資金協力：----- 百万ドル                          技術協力：----- 百万ドル                          政府貸付等：----- 百万ドル                      日本からの直接投資：429万ドル                      在留邦人数：n.a.</p>

「付注」

- ・「数値に ε を付けている場合は、推定値を示す。」
- ・「n.a. は、数値が公表されていないことを示す。」
- ・「金額に\*を付けている場合は、同資料〔IMF「Direction of Trade Statistics」1996による1995年の数値〕における日本の対当該輸出入額を代表している。」

これら両表によって、政府の用いている呼称について、つぎのようなことがわかる。

まず、国家についてみれば、大韓民国には正式の国号「大韓民国」を記している。また、国号の英語名称、首都、国旗についても、「英語名称：Republic of Korea」、「首都：ソウル (Seoul)」、「国旗 」とそれぞれ正式に記している。しかし、この『外交青書』の本文においては、正式国号の「大韓民国」はこれを用いず、何の但し書きもなく、「韓国」だけを用いている。他方、朝鮮民主主義人民共和国には、「(北朝鮮)」とだけ記し正式国号の朝鮮民主主義人民共和国はまったく記していない。この方式は、『外交青書』の本文中においてもまったく同じである。また、首都についても正式なものは用いず、「主要都市：平壤 (Pyongyang) 等」とだけ記している。国旗も掲示していない。ただ、英語名称については、政府の呼称「北朝鮮」からすれば英語名称は North Korea となるはずなのに、「英語名称：Democratic People's Republic of Korea」と記して、朝鮮民主主義人民共和国の国号の英語名称とまったく同一のものとなっている。

つぎに両国を構成している民族などに対する呼称についてみれば、まず、両国を構成する民族や言語などに対して、それぞれが共通性を有するものであることを示すものとしての一般的、統一的呼称を用いていない。さらに、両国を構成する民族や言語などに対する個別の呼称として、大韓民国には「民族：韓民族」、「言語：韓国語」を用い、朝鮮民主主義人民共和国すなわち政府の所謂「(北朝鮮)」には「民族：朝鮮民族」、「言語：朝鮮語」としている。

## II マスコミ

わが国のマスコミは非常な発達をとげており、そのすべてにわたって呼称の現状を論じることはほとんど不可能であろう。

そこで、これらマスコミの中心である放送と新聞をとりあげそれらを分析の対象とすることにしても、これら放送と新聞もそれぞれ多岐にわたって発達しており、それらが用いている呼称の現状をすべて論じることはこれまたほとんど不可能であろう。

そこで本稿では、マスコミの中心である放送においてはNHK、同じく新聞においては『朝日新聞』をそれぞれ選び、放送と新聞における呼称の現状、ひいてはマスコミにおける呼称の現状の分析とすることにする。ここで、NHKと『朝日新聞』をとりあげる理由は、両者ともに全国的なメディアであること、かつ、前者は公共放送であること、後者はわが国における代表的な新聞のひとつであること、などによる。

まず、NHKについてみてみることにする。

NHKは、国家に対する呼称において、大韓民国に対しては、同国の客観的存在を認めてはいるが、正式呼称である「大韓民国」を用いることはあまりなく、ほとんどの場合略称としての「韓国」である。他方、朝鮮民主主義人民共和国に対しては、まず通称 (略称) としての「北朝鮮」、ついで正式名称の「朝鮮民主主義人民共和国」を放送する。つまり、「北朝鮮 (朝鮮民主

主義人民共和国)」である。そして同一番組、たとえばニュースの時間などにおいて、複数回使用する必要がある場合には、「(朝鮮民主主義人民共和国)」を省略して、単に「北朝鮮」を繰り返かえて放送する。

つぎに両国を構成している民族、言語、地域などに対する呼称についてみれば、民族名については、両国の民族全体をさす場合は「朝鮮人」、「朝鮮の人」とする。各国別には、大韓民国については「韓国人」、「韓国の人」とよび、朝鮮民主主義人民共和国については「朝鮮人」、「北朝鮮の人」というが、「北朝鮮人」とはいわない。

言語に関しては、両国を区別せずに共通の言語をさす場合は「ハングル」を用いる。特に大韓民国で用いられている言語をさす場合は「韓国語」を用いる。

地域に関しては、両国全体をさす場合には「朝鮮」とよぶ、個別によぶ場合は「韓国」、「北朝鮮」を用いる。(3)

つぎに『朝日新聞』についてみてみることにする。

国家に対する呼称に関して、大韓民国に対しては正式呼称の「大韓民国」を用いることもあるが、ほとんどの場合略称としての「韓国」を記している。朝鮮民主主義人民共和国に対しては、「朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)」と記している。同一記事中二度目以降は「北朝鮮」として

いる。民族名については、民族全体を指すときは「朝鮮人」と表記している。それぞれの国民を表すときは、大韓民国に対しては、「大韓民国の国民」「韓国の国民」、「韓国人」など、「朝鮮民主主義人民共和国の国民」については、「北朝鮮の国民」と記している。

言語に関しては、両国の区別をせずに共通の言語を指す場合は「朝鮮語」、特に大韓民国における言語を示す場合は「韓国語」を用いている。

地域に関しては、両国を統一する呼称として「朝鮮半島」を用い、個別的呼称として「朝鮮半島北部」「朝鮮半島南部」などと表記している。(4)

### III 学 校

わが国において教育機関としての学校の範囲にはいるもののなかで教育対象となる国民が最大多数をしめるものは、義務教育機関の小学校と中学校である。そして、これら小学校和中学校のうち、与えられる知識や情報がより高度なものは中学校である。

そこで本稿では、中学校で使用されている教科書、すなわち『中学社会 歴史的分野』と『中学社会 地理的分野』を分析することにする。

ところで、これら『中学社会』は、各出版社から発刊されているが、これを、たとえば、日本書籍株式会社が発行しているものでみれば、つぎのとおり記述されている。

まず、現行教科書『中学社会 歴史的分野』によれば、

「朝鮮は、北緯38度線の南はアメリカに、北はソ連に占領された。」

「南北に分断された朝鮮では、民族統一の願いが強かったが、1948年、南の大韓民国（韓国）と北の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）とに分かれて独立した。1950年6月、北朝鮮軍が統一をめざして南進すると、同じ民族による悲劇的な朝鮮戦争がはじまった。アメリカ軍を主力とした国連軍が組織され、韓国を支援し中国国境にせまると、中国は、強力な人民義勇軍を北朝鮮に送った。」

「日本による侵略戦争と植民地支配の傷跡は、まだアジアの各地に深く残っている。

大韓民国とは1965年、日韓基本条約を結んで以来、過去を謝罪して友好関係を進めているが、朝鮮民主主義人民共和国とは国交がなく、今後の大きな課題となっている。しかし、朝鮮民族の統一への動きはしだいに強まっている。」<sup>(4)</sup>

つぎに、『中学社会 地理的分野』によれば、

#### 「国名の略称」

この教科書では、国名はつぎのような略称を使用している。

中国（中華人民共和国）韓国（大韓民国）北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）

アメリカ（アメリカ合衆国）南ア共和国（南アフリカ共和国）ロシア（ロシア連邦）」<sup>(5)</sup>

これらの教科書記述を呼称に関して整理してみると、つぎのようなことがわかる。

まず、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の国家に対する呼称については、両国を客観的に実在するものとしてそれぞれ正式呼称の「大韓民国」、「朝鮮民主主義人民共和国」を記し、略称として各々「大韓民国」は「韓国」、「朝鮮民主主義人民共和国」は「北朝鮮」を用いている。

つぎに、両国を構成する民族については、統一的呼称として「朝鮮民族」を用いているが、国別には記入していない。地域については、「南北に分断された朝鮮」として、両国の地域の一体性を示す統一的呼称として「朝鮮」を用いている。両国の地域の個別的呼称については、「南北に分断された朝鮮」が、そのまま「南朝鮮」と「北朝鮮」を意味するのか、これだけでは不明である。

これまで、朝鮮半島に成立している大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国、ならびに、これら両国を構成している民族や言語などに対してわが国で使われている呼称の現状を明らかにするために、政府、マスコミ、学校を対象にして論じてきた。

その結果、つぎのようなことが明らかになった。

まず第一に国号に対する呼称については、大韓民国に関しては政府、マスコミ、学校教科書のいずれにおいても正式国号の「大韓民国」を用いている。しかし、この正式国号を用いることはあまりなく、ほとんどの場合略称、通称としての「韓国」を用いている。しかし、朝鮮民主主義



人民共和国に関しては表現が分かれている。まず、学校と『朝日新聞』は「朝鮮民主主義人民共和国」の正式名を記して略称として「北朝鮮」を用いている。つぎに、NHKは「北朝鮮」とまず放送して、そのあと正式名の「朝鮮民主主義人民共和国」を放送する。さらに、わが国の政府は、朝鮮民主主義人民共和国の正式国号はまったく用いず、ただ「北朝鮮」だけを用いている。

つぎに、両国を構成している民族、その基本的指標である言語などに対する呼称については、一方においては、両国家の民族が共通の同質の民族であることを示すための統一的呼称として「朝鮮民族」、「朝鮮人」、「朝鮮語」、「ハングル」、「朝鮮」などが用いられている。そして、この統一的呼称のもとに、大韓民国の民族や言語などに対しては、「韓国人」や「韓国語」など、朝鮮民主主義人民共和国の民族に対しては「北朝鮮の人々」など個別的民族名称が用いられている。これらは、全体としてみれば、マスコミや学校教科書にみられる呼称である。他方において、両国の民族や言語に対して統一的呼称を用いず、個別的な呼称だけが用いられている。大韓民国には「韓民族」、「韓国語」、朝鮮民主主義人民共和国には「朝鮮民族」、「朝鮮語」である。これは、政府の用いている呼称である。

## 第二章 呼称の問題点

以上のような呼称の現状には、さまざまな立場からいろいろな問題点を指摘することができるであろう。

しかし、本論では主につぎのような立場にたって呼称の問題点を論じることとする。すなわち、まず、客観的事実を客観的事実として認める科学的態度である。つぎに、わが国の政府や国民と、大韓民国および朝鮮民主主義人民共和国の政府や国民との間に、国民的・国家的次元において自主的、民主的、平和的関係をきざく国際的精神である。

### I 国家に対する正式呼称

このような精神にたってあらためて呼称の現状をみれば、問題点として指摘しなければならない。まず第一は、朝鮮民主主義人民共和国に対する正式国号をわが国の政府が使っていないことである。

この政府の態度は、客観的に存在する事実すなわち朝鮮民主主義人民共和国を客観的事実として認めないことによって、科学的精神一般に反するものである。

さらにこの姿勢は、政府のおこなっている主張とも矛盾するものである。すでに指摘したように、政府の外務大臣によれば、「政府の外交活動をできるだけ分かり易く客観的な形で国民の皆様にご説明することは外交当局の義務であると考えております。」として『外交青書』を発刊している。朝鮮民主主義人民共和国に対して正式な国号をまったく用いず、ただ「北朝鮮」とだけ呼称することは、決して「客観的な形で国民の皆様にご説明すること」にはならない。

また、わが国の政府が朝鮮民主主義人民共和国に対して正式呼称を用いず、ただ「北朝鮮」だけを使っていることは、政府自身の現実の外交活動とも矛盾している。

前述のように、1991年9月17日、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国は、国際連合総会の本会議において、その国際連合加盟が無投票の全会一致で正式に承認された。そしてわが国の政府も、この両国の国際連合加盟に賛成した。

ところで、わが国の政府が朝鮮民主主義人民共和国の国際連合加盟を正式に承認することは、同国の国家たる存在を正式に認めたことを意味している。なぜなら、国際連合加盟の主体は、国家でなければならないからである。これについて、国際連合憲章の第四条は、つぎのように規定している。

#### 「第4条

- 1 国際連合における加盟国の地位は、この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によってこの義務を履行する能力及び意思があると認められる他のすべての平和愛好国に解放されている。
- 2 前記の国が国際連合加盟国となることの承認は、安全保障理事会の勧告に基づいて、総会の決定によって行われる。」<sup>(1)</sup>

このようにわが国の政府は、国際社会の中心である国際連合においては、朝鮮民主主義人民共和国の国家としての客観的存在を認めそれを前提にして国際活動をもおこなっているのである。

さらに、わが国の政府が朝鮮民主主義人民共和国に対して正式呼称を用いず、ただ「北朝鮮」だけ呼称していることは、政府の所謂「北朝鮮」に対して政府自身が用いている英語名称とも矛盾し、問題とされねばならない。

すでに掲載した『外交青書』の「基礎データ」によれば、朝鮮民主主義人民共和国の政府の漢字名称は「北朝鮮」となっている。ところで、「北朝鮮」の英語表記はNorth Koreaであるにちがいない。ところが、政府によれば「北朝鮮」は「英語名称：Democratic People's Republic of Korea」である。いうまでもなくこの「英語名称」は、朝鮮民主主義人民共和国の国号の正式な英語名称である。

以上のような論述によって明らかなように、わが国の政府が、朝鮮民主主義人民共和国に対して正式な呼称を用いず、「北朝鮮」だけを呼称としていることは、政府自身のおこなっている政策ともさまざまな点で矛盾し、問題があるのである。政府が、朝鮮民主主義人民共和国に対する呼称を「北朝鮮」から「朝鮮民主主義人民共和国」に改めることは、政府自身の政策の矛盾、混乱の解決によっても求められているのである。

朝鮮民主主義人民共和国に対する正式国号の呼称の問題は、政府のそれほどではないにしても、NHKにみられる呼称、すなわち「北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）」の場合にも生じる。

この「北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）」の呼称形式は、まず通称・略称、ついで正式国号である。しかし、正式名称と通称・略称を放送とするならば、まず正式名称、ついで略称・通称を用いることが、国際的礼儀である。

国号に対する呼称の問題は、大韓民国の国号に対しても生じる。政府やマスコミなどは、すでに論じたように、大韓民国に対してはその客観的存在は認めているが、実際には正式国号はほとんど用いず、しかもなんらの断りもなくもっぱら「韓国」だけを使用している。しかし、このような「韓国」だけの呼称は「韓国」の主権の所在と形態をあいまいにするだけでなく、日本による1910年の「韓国併合」時の「韓国」との主権や政体上のちがいをあいまいにするおそれもあるのである。同じ「韓国」でも、「韓国併合」時の「韓国」は、正式国号は「大韓帝国」であり、主権は皇帝にあり、政体は専制政体であった。ところが、ここで呼称問題の対象としている「韓国」は、正式国号は「大韓民国」であり、主権は国民にあり政体は民主共和制である。このような点からみても略称・通称の「韓国」だけの使用は注意されねばならず、正式国号「大韓民国」を明確にしたうえでの「韓国」の呼称の使用でなければならないのである。

## II 民族・言語などに対する一般的呼称

朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国を構成する民族は、分断国家として成立するまで、すなわち現在から約50年以前は、民族的、言語的、地域的に完全に同質的、一体的なものとして歴史的歩みをおこなってきたのである。

このことは、先述の『外交青書』においても確認することができる。すなわち、『外交青書』に掲載された「基礎データ」の中の「大韓民国」の「略史」と、政府の所謂「(北朝鮮)」の「略史」は、表現などにおいて若干のちがいがあるとはいえ、内容的にみて両国の成立直前までほとんどまったく同じであるのである。

その後、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国は、同一民族の分断国家として成立したとはいえ、民族の統一国家を樹立することを国家の最大最高の目標として今日にいたっているのである。

朝鮮民主主義人民共和国は、現行の「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」（1992年4月9日公布）の第9条において、つぎのように規定している。

「第9条 朝鮮民主主義人民共和国は、その北半部において人民政権を強化し、思想・技術・文化の三大革命を力強く行ない、社会主義の完全な勝利を達成するとともに、自主、平和統一、民族大団結の原則のもとに祖国統一を実現するために積極的に活動する。」<sup>(3)</sup>

大韓民国は、現行の「大韓民国憲法」（1987年10月29日公布）の第4条において、つぎのように規定している。

「第4条 大韓民国は、統一を指向するとともに、自由民主的な基本秩序に立脚した平和的統一政策を樹立してこれを推進する。」<sup>(4)</sup>

こうして朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国は、客観的にも主体的にも民族的には基本的に同

質の民族国家として今日にいたっているのである。

このことは、呼称の問題とかかわらせれば両国を構成している民族、言語、地域などに対して、一般的、統一的な呼称が必要であることを示している。

それでは、具体的にはどのような一般的、統一的呼称が適当であろうか。

民族、言語、地域などを修飾する形容語としては、「朝鮮」、「韓」、「韓国」、「コリア」などが考えられるが、これらのなかで「朝鮮」が適当であるとみなされる。すなわち、「朝鮮民族」「朝鮮語」、「朝鮮(地域)」などである。その理由は、つぎのとおりである。

第一に、朝鮮半島の過去の歴史、すなわち、両国が成立する以前の歴史において、「朝鮮」なる呼称が「韓」なる呼称よりも、はるかに古く、かつ長期にわたって使われてきた。(5)

第二に、現在朝鮮半島で、「朝鮮」なる呼称は、朝鮮民主主義人民共和国において使われている。しかし、大韓民国においても同国成立後の1950年までは用いられていた。ところが、朝鮮民主主義人民共和国との対立・対抗のため大韓民国政府によって強権的に禁止されるようになったのである。すなわち、1950年1月6日に、大韓民国は、下記のとおりの内容をもつ「国号および一部地方名と地図色の使用に関する件」(大韓民国国務院公示第七号)を出し、「朝鮮」などの呼称の使用を禁じたのである。もし、大韓民国政府が「朝鮮」などの呼称の使用を強権的に禁じてこなかったならば、現在においても「朝鮮」などの呼称が用いられているとも考えられるのである。ところで、「国号および一部地方名と地図色の使用に関する件」の内容とは、

- 「1 わが国の正式国号は『大韓民国』である。しかし、使用の便宜上『大韓』または『韓国』という略称を使用することができるが、北韓傀儡政権との確然たる区別をするために『朝鮮』は使用することができない。
- 2 『朝鮮』は地名としても使用することができず、『朝鮮海峡』、『東朝鮮湾』、『西朝鮮湾』などは、それぞれ『大韓海峡』、『東韓湾』、『西韓湾』などと改めて呼称する。
- 3 〔省 略〕」(6)

第三に、わが国において、「朝鮮」を用いることが大勢となっている。すでに、先にあげたマスコミや義務教育の教科書においてそうであったが、これらに加えてつぎのような事例をあげることができる。まず、高等教育すなわち大学における専攻名、学科名が「朝鮮」がほとんどであることをあげることができる。わが国において朝鮮半島に関係するいろいろな教育、研究のために専攻、学科を置いている大学は四大学である。このうち、三大学が「朝鮮」である。すなわち、国立大学では、「東京外国語大学・外国語学部・東アジア課程・朝鮮語専攻」と「大阪外国語大学・地域文化学科・朝鮮語専攻」、私立大学では「天理大学・国際文化学科・朝鮮学科」である。他方、「韓国」を使用している大学は、国立大学にはなく、私立大学の「神田外国語大学・外国語学部・韓国語学科」だけである(7)。ついで、学術研究団体の関係団体名として「朝鮮」が

かわれていることがあげられよう。日本学術会議事務局監修・日本学術協力財団編集『全国学術研究団体総覧（平成8年）』によれば、「朝鮮学会」と「朝鮮史研究会」の二団体が関係団体である<sup>(8)</sup>。さらに、学術研究の著書名において日本人の手になるものは、何らかの表現で「朝鮮」のつくものが、何らかの表現で「韓国（韓もふくむ）」のつくものよりも、はるかに多いことをあげることができる。これを、たとえば、「この文献案内では、主としてそれぞれの領域における基礎的な本で、日本語で書かれたものを掲げた」といわれる『朝鮮を知る事典』（平凡社、1986年）所収の「文献案内」によってみれば、日本人著作のうち、何らかの表現で「朝鮮」のつくものは51点に対して、何らかの表現で「韓国（韓もふくむ）」のつくものは13点である。ところが、日本人による訳書では、何らかの表現で「朝鮮」のつくものが10点であるのに対して、何らかの表現で「韓国」のつくものは24点である。しかし、この「韓国」のつく訳書のほとんどすべてが、大韓民国で出版された「韓国」のつく書名を、そのまま日本語訳したものである。

以上のようにして、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国を構成する民族、言語、地域などに対して統一的、一般的呼称が用いられる必要があり、そして、それらの呼称として具体的には「朝鮮民族」、「朝鮮語」、「朝鮮」が適当であるとすれば、現在、政府、マスコミ、学校において使われている呼称にはどのような問題点があるのであろうか。

まず第一は、一般的、統一的呼称そのものが、政府によって使われていないことである。

すでに指摘したように、政府は、大韓民国には「民族：韓民族」、「言語：韓国語」、朝鮮民主主義人民共和国すなわち政府の所謂「北朝鮮」には「民族：朝鮮民族」、「言語：朝鮮語」と記しているが、民族や言語のそれぞれにおいて共通性をしめず呼称はまったく使用していないのである。これらの政府の呼称は、両国間における民族言語の本質的同質性を無視したものであり、あたかも両国は民族、言語においてまったく関係のない別個の存在であるかのように示されているのである。

第二の問題点は、言語の一般的、共通の呼称として「ハングル」がNHKによって用いられていることである。「ハングル」なることばは、すでに論じたように、本来文字そのものに対する呼称である。ところが、文字は言語からみれば、言語の一部分にすぎないのである。したがって、言語の一部分にすぎないものすなわち文字の呼称「ハングル」を、言語一般の呼称とすることは、部分を一般と混同しているものであり、問題とされねばならないのである。

### III 民族・言語などに対する個別的呼称

朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国は、民族や言語などにおいて、基本的には同質の民族国家でありながらも、同一民族の分断国家としての約半世紀の経過とともに、部分的には異質的なものを生成させてきている。

本論では、このことを言語について試みることにする。言語について論じる理由は、言語が民族の最も重要な徴標のひとつであるからである。

ところで、両国において共通に用いられている言語について、その成り立ち、構造などを簡単に示せば、つぎのとおりになる。まず、音素文字である子・母字を合成して文字をつくり、この文字の単独あるいは複数の組み合わせによって単語をつくり、この単語をもとに文法にのっとって文章をつくる。

それでは、両国において、このような共通の言語が用いられながらも、言語上どのような点での程度の相違が生じてきているのであろうか。

本論では、これを明らかにするために、言語そのものに対する名称、子・母字順、発音、語彙、文法、綴字法、「分かち書き」、表記法などについてみてみることにする。その理由は、これらは、言語の比較において基本的な要素であるからである。

まず、言語そのものに対する名称についていえば、大韓民国は「韓国語」である。他方、朝鮮民主主義人民共和国は「朝鮮語」である。また、音素文字である子・母字およびこれらを合成してつくった文字に対して前者は「한글 (ハングル (「大いなる文字」の意))」というが、後者は「조선글자 (チョソンガルジャ (「朝鮮文字」の意))」と称する。

子・母字は、両国とも、つぎのように「初声」19字、「中声」21字、「終声」27字であるが、その順がややちがう。

朝鮮民主主義人民共和国における子・母字順は

初声	ㄱ	ㄴ	ㄷ	ㄹ	ㄱ	ㄴ	ㄷ	ㄹ	ㅁ	ㅂ	ㅅ	ㅇ	ㅋ	ㆁ	ㅇ
	ㅎ	ㄱ	ㄷ	ㅁ	ㅂ	ㅅ	ㅇ								
中声	ㅏ	ㅑ	ㅓ	ㅕ	ㅗ	ㅛ	ㅜ	ㅠ	ㅡ	ㅣ	ㅞ	ㅟ			
	ㅠ	ㅡ	ㅢ	ㅣ	ㅤ	ㅥ	ㅦ	ㅧ							
終声	ㄱ	ㄴ	ㄷ	ㄹ	ㅁ	ㅂ	ㅅ	ㅇ	ㅋ	ㆁ	ㅇ				
	ㆁ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ
	ㅎ	ㄱ	ㅅ												

大韓民国における子・母字順は、

初声	ㄱ	ㄴ	ㄷ	ㄹ	ㅁ	ㅂ	ㅅ	ㅇ							
	ㅈ	ㅊ	ㅋ	ㆁ	ㅇ										
中声	ㅏ	ㅑ	ㅓ	ㅕ	ㅗ	ㅛ	ㅜ	ㅠ	ㅡ	ㅣ	ㅞ	ㅟ			
	ㅠ	ㅡ	ㅢ	ㅣ	ㅤ	ㅥ	ㅦ	ㅧ							
終声	ㄱ	ㄴ	ㄷ	ㄹ	ㅁ	ㅂ	ㅅ	ㅇ	ㅋ	ㆁ	ㅇ				
	ㆁ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ	ㅇ
	ㅎ	ㅅ													

発音は、若干のちがいがある。主な例として初声子音「ㄱ」の発音をあげることができる。朝鮮民主主義人民共和国においては、これを原則としてすべての母音のまえにおいて「<sup>リッ</sup>ㄱ」と表記、発音するのに対して、大韓民国においては漢字音の語頭の母音のまえにおいては表記も発音もしない。たとえば、「李承晩」は、前者においては「리승만」と表記し「リスンマン」と発音するのに対して、後者では「이승만」と表記し「イスンマン」と発音する。

語彙においては、まず、一方において使用されているのに、他方において使用されていない単語がある。これは特に政治やイデオロギーなどに関する単語にみられる。たとえば「주체사상」(主体思想)は、朝鮮民主主義人民共和国の辞書では最重要語であるのに対して、大韓民国の辞書にはまったく出てこない。つぎに、同一の綴字語でも相ことなった語義となる単語がある。たとえば、「미제」は、大韓民国の辞書では「美帝」すなわち「米帝」の語義は出てこないのに対して、朝鮮民主主義人民共和国の辞書では出てくる。

文法は、ちがいが無い。同一である。

綴字法においては、若干のちがいがあある。たとえば、同一の漢字語に対して綴字がちがう場合がある。漢字の「肺病」は、大韓民国では「폐병」<sup>ペ-ッピョン</sup>と綴るのに対して、朝鮮民主主義人民共和国では「폐병」<sup>ペ-ッピョン</sup>と綴る。あるいは、大韓民国では用言の語幹に「<sup>オ</sup>」語尾がつくとき、朝鮮民主主義人民共和国では「<sup>ヨ</sup>」をつけるばあがある。たとえば、動詞「되다」(「~になる」などの意)の場合、前者では、連用形は「<sup>トッスオ</sup>되어」、過去形は「<sup>トッスオッダ</sup>되었다」となるのに対し、後者では、それぞれ「<sup>トッスヨ</sup>되여」、「<sup>トッスヨッダ</sup>되었다」となる。

「分かち書き」(文章を書くとき助詞以外の単語は分かち書きすること)は、多少ちがいがあある。たとえば、本動詞と補助動詞との関係の場合である。日本語「本を読んでやる」は、朝鮮民主主義人民共和国は「책을 읽어 주다」<sup>チュェグル イルゴジュダ</sup>とするが、大韓民国は「책을 읽어 주다」<sup>チュェグル イルゴ チュダ</sup>ともする。あるいは、連体修飾語と依存名詞(不完全名詞)の場合である。日本語の「話すことができる」は、前者は「말할 수 있다」<sup>マ-ラッス イッタ</sup>であるのに、後者は「말할 수 있다」<sup>マ-ラッ스 イッタ</sup>である。

表記においては、まず、漢字にたいして、朝鮮民主主義人民共和国はこれを文章表記にまったく用いないのに、大韓民国はこれを用いる場合がある。また、欧米外来語に対しては、表記が若干ちがう場合がある。たとえば、「television(テレビジョン)」は、前者は「텔레비죤」<sup>テレ ビジョン</sup>であるのに、後者は「텔레비전」<sup>テレ ビジョン</sup>である。さらに、単語や文章の表記法において、朝鮮民主主義人民共和国は「横書き」であるのに、大韓民国は「横書き」と「縦書き」の併用である。

以上のようにして、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国において言語は、全体的には同質でありながら、部分的には相違する点も生成してきているのである。

そして、これとともに、言語以外の民族の要素にも部分的にはああり、異質的なものを生みだしてきているのである。

このことは、呼称の問題とかかわらせれば、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国を構成する民族、言語、地域などに対して、統一的呼称を前提にした個別的呼称が必要であることを示している。

それでは、具体的にはどのような呼称が適当であろうか。

両国を構成する民族、言語、地域に対する統一的呼称として、すでに論じたように「朝鮮民族」、「朝鮮語」、「朝鮮」などを用いるとすれば、この個別的呼称は、つぎのような呼称が適当であると考えられる。

まず、民族に関しては、大韓民国は「大韓民国に居住する朝鮮民族(または朝鮮人)」(略称:

南朝鮮民族、南朝鮮人、南朝鮮の人々、韓国人など)、朝鮮民主主義人民共和国は「朝鮮民主主義人民共和国に居住する朝鮮民族(または朝鮮人)」（略称：北朝鮮民族、北朝鮮人、北朝鮮の人々など)である。

つぎに言語に関しては、大韓民国は「大韓民国で使われる朝鮮語」（略称：南朝鮮語、韓国語など)、朝鮮民主主義人民共和国は「朝鮮民主主義人民共和国で使われる朝鮮語」（略称：北朝鮮語など)である。

地域については、大韓民国は「南朝鮮」、「朝鮮(半島)の南半部」など、朝鮮民主主義人民共和国は「北朝鮮」、「朝鮮(半島)の北半部」などである。

ここで、「朝鮮民族」、「朝鮮語」、「朝鮮」などの表現によって、両国家の本質的な民族の同質性をあらわし、「大韓民国に(で)」「朝鮮民主主義人民共和国に(で)」、「南」、「北」などの表現によって、両国家の部分的な民族の相違性をあらわしている。

以上のように、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国を構成する民族、言語、地域などに対して一般的呼称を前提にした個別的呼称が用いられる必要があり、それらの具体的呼称として前述のものが適当であるとすれば、現在、政府、マスコミ、学校で使われている呼称にはどのような問題点があるのであろうか。

まず第一は、一般的、統一的呼称を前提にしない個別的呼称だけが、政府によって用いられていることである。

たしかに政府は、民族や言語に対する個別的呼称として、大韓民国には「民族：韓民族」、「言語：韓国語」、また朝鮮民主主義人民共和国すなわち政府の所謂「北朝鮮」には「民族：朝鮮民族」、「言語：朝鮮語」としている。ところが、すでにあきらかにしたように政府は、両国間における民族や言語に対して一般的、統一的呼称をまったく使用していないのである。したがって、政府の用いているこれらの個別的呼称は、一般的、統一的呼称を前提にしない、相互に全く関係のない個別的呼称にすぎないのである。

第二の問題点は、言語に関して、朝鮮民主主義人民共和国において用いられている言語に個別的呼称が用いられていないことである。

すでに指摘したようにマスコミのNHKと朝日新聞は、両国の言語の一般的呼称として「朝鮮語」を用い、これを前提に大韓民国における言語を「韓国語」としている。しかし、朝鮮民主主義人民共和国の言語には個別的呼称が用いられていない。すでに論じたように、両国間の言語は、全体的、本質的には共通でありながらも、部分的には若干ことなっているものであり、まったく同一であるとはいえないのである。したがって、この言語の本質的共通性を前提にしながら、大韓民国における言語に「韓国語」と呼称したように、朝鮮民主主義人民共和国の言語にも「朝鮮語」や「韓国語」とはちがった、適当な個別的呼称がもちいられねばならないのである。その具体的呼称については、本論はすでに指摘しておいた。

第三の問題点は、呼称の併記、すなわち、「韓国・北朝鮮」と併記、あるいは、「韓国」と



「北朝鮮」と併記することにより生じる問題である。

この呼称の併記が、「韓国」は大韓民国の略称、「北朝鮮」は朝鮮民主主義人民共和国の略称のことわりがあれば、両国家の略称の併記であり、あまり問題はない。

しかし、このようなただし書きがなければ問題が生じる。

「韓国」は、国名と地域名をあらわすことができるのに対して、「北朝鮮」は、これだけでは地域名しかあらわすことができず、国名はあらわすことができない。

したがって、「韓国・北朝鮮」の併記あるいは「韓国」と「北朝鮮」の併記は、まず、これをともに地域の表現とすれば、この表現は、民族の地域的一体性をあらわしていないので、問題とされねばならない。

また、これを国家の略称と地域の呼称とすれば、この表現は、呼称の国家的次元と地域的次元を混同しているか、あるいは、朝鮮民主主義人民共和国の国家としての客観的実在性を主観的に否認しているか、いずれかであり、問題とされねばならないのである。

## お わ り に

これまで、朝鮮半島の国家、民族、言語などに対してわが国で用いられている呼称の現状と問題点を明らかにするために、わが国における情報や知識の最大提供機関である政府、マスコミ、学校をとりあげ、それらが用いている呼称について論じてきた。

その結果、朝鮮半島の国家、民族、言語などについて現在、さまざまな呼称が用いられていることがわかった。

また、これらの呼称の中には、問題点のあるものも明らかになった。

しかし、これらの問題点のうち多くをしめ、かつ主要なものは、わが国の政府が用いている呼称とかかわるものであった。すなわち、政府が、朝鮮民主主義人民共和国に対して正式な国号を用いていないこと、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国を構成する民族や言語などに対して一般的呼称を用いていないこと、さらに、この一般的呼称を前提にした個別的呼称を用いていないこと、であった。

こうして、朝鮮半島の国家、民族、言語などに対してわが国で用いられている呼称の問題点を解決するためには、政府が自己のこれらの呼称上の問題点をあらためることが鍵となっているのである。すなわち、政府が、朝鮮民主主義人民共和国に対して正式の国号を使用すること、そして、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国は民族、言語、その他において基本的に同質であること、しかし、部分的に異なっていることなどを認識して、それらにふさわしい呼称を使用することが求められているのである。

## 註

## 第一章

- (1) たとえば、『朝日新聞』（夕刊）1991年9月18日付、参照。
- (2) 外務省編『外交青書』—相互依存の深まる世界における日本の外交—（1997年：平成9年版）』（第40号）所収の「平成9年版外交青書の刊行にあたって」
- (3) NHKの放送で使用される呼称の論述は、主にNHKのテレビとラジオを視聴しておこなった。なお、作成にあたってNHK大阪放送局視聴者センターと日本放送協会放送文化研究所の協力もあおいだ。記して感謝の意を表したい。もちろん、文責のすべては筆者自身にある。
- (4) 『朝日新聞』で使用される呼称の論述は、主に『朝日新聞』の記事を資料としておこなった。なお、作成に当たって朝日新聞東京本社用語幹事室の協力もあおいだ。記して感謝の意を表したい。もちろん、文責のすべては筆者自身にある。
- (5) 日本書籍株式会社『中学社会、歴史的分野』（1997年1月25日発行）それぞれ274、281、288ページ
- (6) 日本書籍株式会社『中学社会 地理的分野』（1996年1月25日発行）の「もくじ」に所収

## 第二章

- (1) 『岩波 大 六 法 平成5（1993）年版』岩波書店、1993年、3029ページ
- (2) この日本語文は、原文を筆者自身が翻訳したものである。なお、原文は、조선중앙통신사『조선중앙년감（1993）』평양종합인쇄공장（조선민주주의인민공화국）、1993年、140ページ
- (3) この日本語文は、原文を筆者自身が翻訳したものである。なお、原文は、吳世敬編著『大法典 1997年版』法典出版社（大韓民国）、1997年、1ページ
- (4) たとえば、崔南善著・相場清訳『朝鮮常識問答—朝鮮文化の研究—』宗高書房、1965年、3～5ページ
- (5) この日本語文は、原文を筆者自身が翻訳したものである。なお、原文は、前掲書『大法典 1997年版』、33ページ
- (6) 文部省高等教育局大学課監修『平成9年度 全国大学一覧』文教協会、1997年、より作成
- (7) 日本学術協力財団編集『全国学術研究団体総覧（平成8年）』大蔵省印刷局、1996年、より作成
- (8) なお、同「文献案内」によれば、そのほか、何らかの表現で「朝鮮」のつく著書は、「朝鮮人」（その大部分は朝鮮民主主義人民共和国国籍をもつ人と推定される）によるもの39点、その他の外国人によるもの12点、同じく訳書は、「朝鮮人」（同上）によるもの14点である。そして、何らかの表現で「韓国」のつく著書は、「朝鮮人」（その大部分は大韓民国国籍をもつ人と推定される）によるもの13点、その他の外国人によるもの4点、同じく訳書は「朝鮮人」（同上）によるもの10点、その他の外国人によるもの4点である。

(1997. 9. 18 攔筆)